

審査基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号		
許認可等の種類	介護老人保健施設の開設許可	根拠条項	第94条第1項		
審査基準	<p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第3項、第4項及び第5項</p> <p>(2) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）第136条第1項</p> <p>(3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第40号）</p> <p>(4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成12年3月17日 老企第44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p> <p>(5) 厚生大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成11年3月31日 厚生省告示第96号）</p>				
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課
				標準処理期間	30日
				標準経由期間	-日
					目次NO
					6